

# じゃがれたー

## No.9

(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) 略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成19年9月14日  
発行 日本成年後見法学会  
発行人 理事長 新井 誠  
編集 広報委員会  
[委員長] 長谷川秀夫  
[副委員長] 高橋 弘  
[委員] 大下 信  
香川 美里  
北村裕美子  
成田 治雄  
平岡 祐二

### 巻頭言

## 身体拘束禁止

全国抑制廃止研究会理事長 吉岡 充

認知症のお年寄りは時に問題症状を伴うことが多い。意味もなく歩き回ったり大声を出したり、時には乱暴したり、食べ物でない物を口に入れたり、お出かけになったり、また歩行能力がおぼつかなくても自分が転びやすいことを認識できないので転倒事故も起こしやすい。治療についても、たとえば抗生物質の点滴静脈注射等も十分に理解しているわけでもないで、すぐに引き抜いたりもする。

そのために、ほとんどの場合はケアする側の都合であるが、ベッドや車椅子にひも等で拘束されていることが多かった。しかし、縛られると、心が傷つくだけでなく、肉体的にも食欲が減ったり、それだけでなく弱っている筋肉が衰えたり、関節が硬くなり、動きが鈍くなってしまふ。そして、いったん拘束を始めると、ほどく機会がなくなることが多い。時には、身体が弱って全く動けなくなる、といったことになる。

介護保険が始まる前、要介護度の判定資料のために、施設ケアを受けているお年寄りがどのようなケアを受けているかという調査が行われたが、当時は多くの認知症の人が縛られていたので、そのケアにあたる時間が少なかった。そのために当初、認知症の人の介護度が一次判定では低く出てしまうという結果になってしまったのである。これは、3年後に少し見直されたが、

もともと正当な理由なく人を縛るとするのは憲

法違反である。限られたときだけに許されるわけだが、助けるためと思って縛り、結果的には縛られたお年寄りの人生を奪ってしまうことになっていた。介護保険の始まる2年ほど前に、福岡の10の老人病院が約1年間かけて院内の患者さんの身体拘束をゼロに近づけ、福岡抑制廃止宣言を行った。そして「自分達の病院は普通の老人病院だ。それでもできた。できないのはやらないだけだ」とも主張した。翌年、介護保険が成立するときに、今までの医療中心の医療保険とは違い、障害をもったお年寄りの身体を自由を奪って何の自立支援かという議論になるのは当然であつたろう。もう1つ、介護保険の中にはケアの質を担保するものが少なかった。苦情相談などいくつかはあつたが、身体拘束原則禁止は認知症ケアの質の担保でもあつた。現在、身体拘束が全くゼロに等しい施設は少ない。何らかの形では残っている施設はまだ多い。それでも、全体的には身体拘束は少なくなってきた。身体拘束に関して一定の条件を満たしていないと減算される、身体拘束廃止未実施減算の規定もできた。しかし、昨年の介護療養型廃止の政策決定で、お年寄りのための療養病床は、治療を濃厚に行う人のための医療型が残ることになった。また人工呼吸器や胃ろう等をつけながら時にはベッドに縛り付けられたまま延命されるお年寄りが増えることにもなりそうでは危惧している。

# 第4回学術大会



平成19年5月26日、新緑あふれる千葉大学西千葉キャンパス内のけやき会館において、第4回学術大会が開催された。

## 〔特別講演〕

### 成年後見制度の現状と課題

——家庭裁判所から見た運営——

稲田龍樹東京高等裁判所判事（前横浜家庭裁判所長）から「成年後見制度の現状と課題——家庭裁判所から見た運営——」と題する特別講演がなされた。

稲田判事は、本格的な人生の「第3ステージ」支援のためには成年後見制度の役割は重要であるとし、制度運営の基本的理念として「事前規制型から事後制裁・救済型へ」を掲げた。

まず、専門家団体等の相談機関や社会福祉協議会などの関係機関と家庭裁判所とのネットワークの現状を踏まえ、民と官が協働する必要性を述べ、制度運営上の源資が個人財産であることから、細かいことに目くじらを立てずに本人の思いや価値観を尊重した運営をめざすべきであるとした。

「事前規制型から事後制裁・救済型へ」の具体的な内容として、後見等開始審判の申立手続における申立て・鑑定・本人面接などについて、ムダを省

き簡素化して手続の省略化・費用の低額化を図り、後見監督処分事件では事件を類型化し、各事件において成年後見人等に求める執務内容およびその報告について範囲を限定することが必要であるとし、メリハリをつけた省力化をめざすという。

また、親族後見人については、親族後見人に行える範囲での執務およびその報告を求めることとし、第三者後見人については既存の専門家後見人に続く受け皿として、生活支援員の経験者などによる「市民後見人」に注目するが、社会からの信頼をどのように得ていくかが課題であるとした。

報酬付与については、財産規模により、①年金収入型、②財産管理型（巨額型、資産1億円程度以上）・財産管理型（巨額ではない）に分け、①については低額化を図り、②については高額な報酬でもかまわないと指摘した。また親族後見人への報酬付与は促進されるべきであると述べられた。

## 〔統一テーマ〕

### 能力の再検討

——法的意義・判定・エンパワメント——

総会后、「能力の再検討——法的意義・判定・エンパワメント——」のテーマで、コーディネーターとして岩志和一郎早稲田大学教授・小賀野晶一千葉大学教授が、パネラーとして法律家の立場から赤沼康弘弁護士、精神科医の立場から五十嵐禎人千葉大学教授、ソーシャルワーカーの立場から高山直樹東洋大学教授が登壇し、パネルディスカッションが行われた。

#### ◇事理弁識能力と自己決定の支援

まず、各パネラーからの発言があった。

赤沼弁護士は、意思能力と事理弁識能力の違いについて、意思能力は個々の法律行為ごとにその難易度等に応じて「有無」が問題となり判定においてはその法律行為について判断されるが、事理

弁識能力は成年後見制度における3種類のうちの類型に相当するか、つまり「程度」が問題となり判定においては一般的な判断がなされると説明した。そして、鑑定実務においては「財産管理能力」としてかなり高いレベルが要求され、財産の保護が重視される傾向にあると指摘した。

イギリス法からの示唆として、本人の意思決定に向けてあらゆる支援をしても当該意思決定をすることができないと証明されない限り本人の能力はあるものと推定されるべきであり、意思決定無能力者に代わってなされる決定は最善の利益(Best Interests)のためになされなければならないとする。

#### ◇意思能力の判定方法

五十嵐教授からは、障害者の保護については父権主義的保護の思想からノーマライゼーション思想へ移行したことにより能力判定のアプローチが見直されたことを指摘したうえで、イギリス法においても、意思能力推定の原則から、ある程度意思能力に疑義が生じるような臨床状態をあらかじめ想定し、その臨床状態該当事者に対して能力判定を行うという、状態判定法と機能判定法の併用方法が採用されているとの説明があった。そして、意思能力の判定方法の構造としては、機能的能力の判定、キャパシティの判定と、裁判官が担当するコンピタンスの判定の3つに分けられて考えられているとする。

#### ◇エンパワメントの観点から

高山教授からは、成年後見制度の理念をエンパワメントにどうつなげていくかという観点から報告がなされた。利用者との十分なコミュニケーションを通じて、利用者の現在および潜在的に有している「力」に焦点を当てたニーズを把握すること、利用者の「つぶやき」や「wish(想い)」を傾聴することでニーズを把握することにより、利用者の自己決定を支援するという、ソーシャルワーカーと利用者の協働作業であるという観点から、エンパワメントの説明があった。その具体的手法について、最低でも3カ月間はアセスメントすべきであるとして、あらゆる非言語コミュニ



ケーションを通じ図式や写真などを用いて徹底した傾聴を行い、利用者の変化を記録に残していくという方法が示された。また、NPO法人が補助人に選任された事例をあげて、自宅内で見つかったアルバムを手がかりに本人の希望や願望を探し出そうとするなど、身上監護を中心とした本人の「wish」を大切にしようとする活動が紹介された。

#### ◇パネルディスカッション

続いて、村田彰流通経済大学教授の指定発言があった。まず、意思能力について、その有無は個々の行為ごとに判断され、重要視される能力は行為類型によって異なると指摘し、さらに行為能力については、後見等開始審判における要件としての「精神上的の障害」の比重、鑑定における「本人の背景的要因」の取扱い、医学的知見が事理弁識能力の欠如を示した場合に家庭裁判所は後見開始審判をすることは義務かそれとも補充性の原則・必要性の原則を考慮した裁量が許されるかという問題、意思能力と行為能力の関係、成年後見制度における鑑定・エンパワメントのあり方などについて自説を示しながら、会場への問題提起がそれぞれなされた。

以上の発言に対し、会場から、須永醇法政大学名誉教授をはじめ多数の参加者から意見や質問が寄せられ、幅広い問題点にわたり議論が繰り広げられた。法律家・医師・福祉専門家等異なる立場でのさらなる研究の必要性を実感させられ、成功裡に閉幕した。

(矢頭 範之)

## 第4回総会報告

平成19年5月26日(土)午後12時40分から13時40分にかけて、本学会の総会が開催されたので、以下に概要を報告する。まず、本学会規約12条により新井誠理事長が議長となり、議事に入った。

### ◇議案第1号 平成18年度事業報告の件

大貫正男副理事長が、各会員に事前に配布した議事資料に基づき、平成18年度中に行った事業について報告した。

まず、研究・調査部門として、学術大会の開催、制度改正研究委員会および判例研究委員会の活動、学会誌「成年後見法研究」4号の発行、特別設置委員会の活動として、高次脳機能障害に関する研究委員会により過去3年間の成果を踏まえての最終的な「2006年度報告書」の発刊、および、市町村における権利擁護のあり方に関する研究会による「平成18年度報告書」の発刊、特別シンポジウムとして、アメリカから裁判官を招き「裁判官から見たアメリカ成年後見制度」、ドイツから研究者を招いての「高齢社会における財産承継」の開催等が報告された。

また、運営・広報部門として、総会の開催、会報「じゃがれたー」7号・8号の発行、「後援・講師派遣に関する規則」改正、会員・会友名簿の追録の作成のほか、パンフレットおよびホームページを作成したことが報告された。

事業報告については、質問もなく、承認された。

### ◇議案第2号 平成18年度決算報告の件

伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき、平成18年度の決算報告をした。正味財産(純資産)は、約692万円で、当学会の財務内容が引き続き堅調であることが報告された。その後、山川巽監査役が、会計が適正である旨の監査報告を行った。以上について、質問もなく、承認された。

### ◇議案第3号 平成19年度事業計画決定の件

大貫副理事長が、前記議事資料に基づき、平成19年度中に行う事業計画案の説明をした。第5回

学術大会の開催、制度改正研究委員会・判例研究委員会・高次脳機能障害に関する研究委員会の活動、学会誌「成年後見法研究」5号の編纂・発行、国庫補助金事業である身上監護研究会の活動、その他国際交流活動として2010年に成年後見法国際会議を開催するための準備を行うこと、および、特別シンポジウムを開催することなどが主な予定事業である。事業計画案については、質問もなく、承認された。

### ◇議案第4号 平成19年度予算決定の件

伊藤常任理事が、前記議事資料に基づき、一般会計、国庫補助金特別会計、研究基金特別会計それぞれにつき平成19年度予算案を説明し、異議なく、承認された。

### ◇議案第5号 規約の一部改正の件

金井守常任理事が、前記議事資料に基づき、当会規約に、委員会に関する規定を設けるべくその改正案を説明し、質問もなく、承認された。

### ◇議案第6号 役員選任の件

新井理事長から、新役員候補者につき、当日配布の役員候補者名簿に基づき、理事候補者45名、監査役候補者3名についての議案の説明があり、質問もなく、承認された。

### ◇議案第7号 国際会議準備委員会設置の件

新井理事長から、議案第3号の平成19年度事業計画で承認された2010年の成年後見法国際会議の開催に向けて、その準備のための国際会議準備委員会を設置したい旨の提案があり、承認された。

総会終了後、新たに選任された理事による理事会が開催され、理事長として引き続き新井理事長を選任し、副理事長として大貫正男氏、赤沼康弘氏の選任、その他、常任理事の選任を行った。その後、新役員の紹介が行われた。

以上のように、総会は粛々と進行し終了した。

(森 徹)

# 役員紹介

平成19年5月26日(土)、会員・会友132名の出席者の下に、第4回総会が行われた。平成19年4月1日現在の入会者数は、正会員827名、賛助会員2団体2名、会友151名である。学会員の職能は、研究者、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士、医師、裁判官、家庭裁判所調査官、公証人、家庭問題情報センター職員、

自治体職員、社会福祉協議会職員、金融機関職員、施設経営者など、多岐にわたっている。

第4回総会では、規約19条に基づき役員の任期が終了したことに伴い、新役員（理事・監査役）の選任が行われた。また同日に行われた第1回理事会において、理事長、副理事長、常任理事、幹事が決定した。以下に紹介する。

## 理事・監査役・幹事一覧（50音順・敬称略）

### 【理事長】

新井 誠（筑波大学）

### 【副理事長】

赤沼 康弘（東京弁護士会）

大貫 正男（埼玉司法書士会）

### 【常任理事】

池田恵利子（東京社会福祉士会）

伊藤 佳江（東京税理士会）

岩志和一郎（早稲田大学）

延命 政之（横浜弁護士会）

小賀野晶一（千葉大学）

金井 守（田園調布学園大学）

北野 俊光（銀座公証役場）

高橋 弘（埼玉司法書士会）

長谷川秀夫（千葉司法書士会）

村田 彰（流通経済大学）

森 徹（東京弁護士会）

### 【理事】

五十嵐禎人（千葉大学）

石渡 和実（東洋英和女学院大学）

犬伏 由子（慶應義塾大学）

井上 計雄（大阪弁護士会）

岩井 英典（札幌司法書士会）

沖倉 智美（東京社会福祉士会）

金川 洋（東京社会福祉士会）

神谷 遊（同志社大学）

河野 正輝（熊本学園大学）

菊池 馨実（早稲田大学）

清原 雅彦（福岡県弁護士会）

小嶋 珠実（神奈川県社会福祉士会）

佐藤 勝（中野公証役場）

澤口 秀則（第一東京弁護士会）

棚村 政行（早稲田大学）

田村 満子（大阪社会福祉士会）

田山 輝明（早稲田大学）

床谷 文雄（大阪大学）

永井久美子（東京税理士会）

中山二基子（東京弁護士会）

西川 浩之（静岡県司法書士会）

二宮 周平（立命館大学）

芳賀 裕（福島県司法書士会）

久岡 英樹（大阪弁護士会）

平川 博之（日本精神神経科診療所協会）

藤江 美保（福岡司法書士会）

古川 元晴（麹町公証役場）

本間 昭（東京都老人総合研究所）

松友 了（全日本手をつなぐ育成会）

矢頭 範之（東京司法書士会）

八杖 友一（第二東京弁護士会）

### 【監査役】

永田 秋夫（家庭問題情報センター）

前田 稔（東京司法書士会）

山川 翼（東京税理士会）

### 【幹事】

上山 泰（筑波大学）

志村 武（関東学院大学）

菅 富美枝（法政大学）

平岡 祐二（神奈川県社会福祉士会）

星野 茂（明治大学）

松本 容子（埼玉司法書士会）

**診察室**  
から見た  
**成年後見**

## 鑑定を担当する現場の医師として

今日も家庭裁判所から「先生、また鑑定をお願いします」と電話があった。家庭裁判所から依頼され多くの鑑定を行ってきたが、最近、「これは鑑定が難航する」と感じる成年後見の申立事件が増えているように思う。

そこで、困難な鑑定ケースとなる諸要因と対応について、および今後の鑑定診察の展望について、筆者の経験をもとに所感を述べる。

### ◇本人の情報が得られないケース

単身生活者や家族と疎遠な人の場合、本人の生活歴、家族歴、現病歴を収集しようにもできないことがある。保健師、民生委員、地域包括支援センター、ケアマネジャーら、現場で本人と接触する方々からの情報収集が必須であり、こうした立場の方々に公正な第三者として鑑定診察に立会いを依頼することもある。

### ◇本人の利益にならないケース

どう考えても、本人の利益にならないと思うケースの鑑定を依頼されることもある。たとえば、申立人が被鑑定人の財産を目当てに申立てをする、過去の公正証書遺言の書き換えをできなくするために申立てをする、などだ。また、利害関係の絡む申立ての取下げもある。こうしたケースでは、成年後見事件と民事事件が同時進行していることが目立つ。公正証書遺言の作成能力、作成した時期、財産分与の遺言などに関する裁判が絡むことが多く、成年後見の審判の結果でこれらの民事事件の結果が左右される場合もある。このような事件にかかわる鑑定を担当する都度、成年後見制度が本人の財産保護のための法律であることを肝に銘じて引き受ける。というのは、鑑定結果が家族に利害をもたらすケースに限って、成年後見の申立人が被鑑定人を実際に介護しておらず、実際に介護している家族のほうが本人の状態を詳しく陳述できる場合が多いことを経験してきたからだ。申立人は、被鑑定人を後見相当と申し立て

ているが、実際に介護している家族は、正常または補助レベルと評価している事件は少なくない。逆に、介護をしている家族が自分の利益を優先して鑑定に協力してくれないケースもある。

さて、家族間で利害対立があるケースの鑑定を行うとき、前述のごとく本人に関する情報に隔りがある場合は、どちらが本人の状態を的確にとらえているか確定するために、第三者からの情報が不可欠となる。デイサービス記録、訪問介護記録、ショートステイ記録、ケアマネジャーや施設職員の陳述などは、本人の日常を客観的に評価しており、このような鑑定には非常に貴重な判断材料となる。

筆者の経験から、利害関係のある事件の場合は、情報交換や家族調整も含め、代理人の弁護士を通して鑑定を行うという対応を勧める。家庭裁判所の調査官との情報交換も有益である。難航する鑑定を、弁護士や調査官の公正な情報と調整によって助けられたことが幾度もあった。

### ◇関係者を家に入れないケース

本人が、妄想などの症状により、市の職員を一步も家に入れないという単身者のケースがあった。幸い、本人が信頼しているヘルパーがおり、立会いの協力を得て往診鑑定を行った。

### ◇個人情報保護法が壁になったケース

個人情報保護法の一人歩きが鑑定を難航させる一因になることもある。本人が身体を動かさず施設などにいる場合、往診して鑑定診察するしかない。ところが、ある病院や施設で「個人情報保護法があるのでカルテはお見せできない」「コピーは差し上げられない」と言われたことがある。成年後見制度は本人の財産保護を目的の1つとしている。個人情報の流出を防ぐための法律を盾に、本人のカルテの閲覧や資料の提供を拒むのは筋違いであろう。家庭裁判所に宣誓し鑑定人として診察に赴く医師として実に遺憾であった。

◇本人の診断・評価が非常に難しいため鑑定困難なケース

たとえば、高次脳機能障害で一部の認知機能のみが障害されている場合、軽度認知障害（MCI）、人格の問題など、診断が難しいケースである。評価として保佐相当か後見相当か迷うケースもある。鑑定医には、一般精神医学はもちろん老年精神医学、神経心理学等の幅広い知識が必要であると痛感する。

◇鑑定業務をするうえで鑑定医に求められていること

鑑定を始める際に、申立人はまず「私は初めてのことで……」と話を始める。申立人が何をしたらよいのか戸惑うことは少なくないので、鑑定医は、鑑定の流れを申立てから診察、鑑定書の作成までについて申立人に説明をする必要がある。ここで強調したいのは、鑑定作業をするうえで、申立人に余計な負担を与えない配慮が大切であるということだ。大病院では仕方がないことなのかもしれないが、画像検査、面談をするための受診、心理検査をするための受診、陳述など、申立人を何度もその度ごとに来院させるべきではない。これは、被鑑定人についても同じことであり、被鑑定人を不用意に何度も受診・検査をさせるべきではない。以前、弁護士から聞いた話だが、鑑定診察のために寝たきりでほとんど何もできない患者にCT検査をしたら救急状態になってしまったケースがあったという。論外である。申立人に何度も足を運ばせることはもちろん、医療倫理に鑑みて、被鑑定人の診察を不用意に増やさないことが大切である。

◇鑑定業務以外で専門医に求められること

1つは、成年後見用の診断書の書き方である。最近では簡易化され、横浜家庭裁判所、東京家庭裁判所などではチェックシート式の成年後見用診断書が用いられているので、医師は以前よりも簡略に診断書を作成できるようになった。しかし、状態に問題あり・判断がつかない、などの場合は、安易なチェックのみで作成せず、ダブルチェックを入れる、問題点を記載しておく等、今後の診

察に役立つ情報を記す必要がある。もう1つは、鑑定後の役割である。鑑定終了イコール役割終了、と思われがちだが、実際にはケースとの関係終了とはならない。主治医であれば数年後、後見人から患者の状態を問われることがある。保佐や補助の場合は、病状の進行により後見への申立ての相談を受ける場合もあろう。また、本人への対応についての助言を求められる場合がある。東京税理士会での講演の際、「成年被後見人との接し方をどうしたらよいか」という内容も盛り込んでほしいと依頼があった。成年後見人・保佐人の方が日々、接し方に苦労されていることを再認識した。拒否や妄想などの病状で他人を寄せつけない患者もいる。このような状態の成年被後見人・被保佐人たちへの接し方や理解について、専門医師は適切に助言をする必要がある。

◇今後の鑑定診察の展望

高齢化に伴う単身生活者・高齢世帯の増加は周知のことだが、厚生労働省が入院患者減少・在宅医療の方向性を出したことで、生活の場である自宅・施設で暮らす患者はさらに増加するだろう。

今後、上記に紹介したように、行政による申立て、単身生活で情報が少ない鑑定、診断が困難な鑑定、利害関係がある鑑定、往診鑑定など、さまざまなタイプの鑑定が増えることは確実であろう。鑑定医と、家庭裁判所の調査官、弁護士や司法書士をはじめとする法律家、行政、福祉等との連携は今以上に必要不可欠となる。

鑑定医が、予想されるこうした事態に備えを怠っていてよいわけではない。鑑定における上記の問題点を踏まえ、医学知識はもちろん、関連する法律の知識を蓄え、往診技術、鑑定の協力要請などができる技術や人間性を、鑑定医は自ら磨かなければならない。

(誠心会神奈川病院 坂本 誠)

**■任意後見契約登記後に保佐開始審判をするための要件**

(大阪高裁平成14年6月5日決定・家庭裁判月報54巻11号54頁)

【事案の概要】 本人(両親)について原審申立人(長男)から保佐開始の審判が申し立てられた後、保佐開始の審判がなされる前に、本人が抗告人(次男)と任意後見契約を締結し、かつ、その登記もなされている事案について、保佐を開始するためには「本人の利益のため特に必要がある」ことを要するにもかかわらず、原審において、この点に関する審理・調査が尽くされたとは認められないとして、原審を取り消し、差し戻した。

【解説】 任意後見と法定後見との関係については、任意後見優先の原則がある。すなわち、任意後見契約に関する法律では、任意後見契約が締結され、その登記がなされている場合には、法定後見開始の申立てがなされても、「本人の利益のため特に必要がある」場合を除き、任意後見が法定後見に優先するとされている。本件の場合、保佐開始の審判申立てがなされた後に、任意後見契約が締結され、その登記も経っていたが、原審ではこの任意後見契約の存在について全く考慮することなく保佐開始の審判がなされていた。そこで、本高裁は、任意後見契約の存在を前提としつつ、法定後見(本件の場合には保佐)開始のための要件が備わっているかどうかの審理を行うことを原審に求めたものである。ただ、本件任意後見契約締結時における本人の判断能力の有無、および親族間の不和ということが「本人の利益のため特に必要がある」場合に当たるかという点についても問題になるであろうと思われる。

(判例研究委員会委員 星野 茂)

**■本人による鑑定拒否と保佐開始審判の可否**

(東京家裁平成15年9月4日審判・家庭裁判月報56巻4号145頁)

【事案の概要】 遺産分割手続等のために、実兄である申立人が保佐開始の審判を求めたところ、本人が自分に判断能力は十分あり、保佐人は不要と主張し、医師の鑑定を拒否するなど、審判手続の進行や調査への協力を明確に拒絶した。これに対し裁判所は、統合失調症の治療中である旨の診断書の提出はあるが、それだけでは直ちに事理弁識能力が著しく不十分であるとまではいえず、本人の行動や言動からみて判断能力に全く疑問がないわけではないが、本人の明確な拒絶のために判断能力の鑑定が実施できないから、保佐開始の要件が認められないとして、申立てを却下した。

【解説】 本件のポイントは、本人が鑑定を拒否しても、なお保佐を開始できるかにある。具体的な解釈論としては家事審判規則24条ただし書の適用範囲が問題となるが、むしろ本件が提起する課題は、成年後見開始に際し、本人意思の尊重と支援の客観的必要性のいずれを重視すべきかとの制度論にさかのぼる。24条ただし書は「明らかにその必要がないと認めるとき」に鑑定の省略を認めるが、通説はその対象を植物人間事案等に限定した特殊な例外とし、本件のような鑑定拒否事案には適用しない。このため、審判手続上、鑑定拒否があるだけで直ちに保佐は開始できなくなってしまう。しかし、拒否が妄想に基づく場合等、鑑定拒否によって保佐開始の可能性を一律に排除しては、本人の福祉を損なうおそれがあるし、補助と異なり、本来、保佐開始に本人の同意は要しないこととも平仄を欠く。立法論としては、鑑定を含む何らかの能力判定に関する強制手続の整備を検討すべきであろう。

(判例研究委員会委員 上山 泰)



## ●私と成年後見●

## 人口7万人の地域唯一の弁護士として

私は、平成18年5月から丹波ひまわり基金法律事務所執務している。「ひまわり基金法律事務所」とは、日本弁護士連合会等が設置する「公設事務所」であり、現在全国に約80カ所設置されている。その設置の目的は、弁護士の偏在の解消である。すなわち、弁護士の多くは都市部に集中しているが、弁護士がほとんどいない地域も多い。そのような地域の弁護士不足を解消することを目的としており、弁護士が原則2年～3年の任期で赴任するという制度である。

当事務所が所在する兵庫県丹波市は兵庫県東部の山間部にある。全人口は約7万人であるが、他の田園地域と同様に、高齢化率は高く、26.5%である（2007年7月現在）。丹波市内には、弁護士は私以外には1人もいない。

## ◇当地での業務の特徴

私は、当地に赴任する前は東京で執務していた。東京と比べると、必然的に、高齢者の依頼者・相談者が多い。高齢者の相談内容は、他の年代の相談者と同じく、多重債務・近隣トラブル・夫婦関係等多様である。都市部との最大の違いは、地域社会が強く機能していることであろう。それゆえ、高齢者の抱えるトラブルが早期に周囲に発覚し、問題の解決につながる場合もあるが、逆に、地域社会の拘束力があまりに強いため、トラブルを家庭内で抱え込んでしまい、問題の解決が遅れる場合もある。

## ◇後見人業務について

私は、当地に赴任するまでは、後見事件にかかわったことが一度もなかった。赴任後は、成年後見制度の利用に関する相談も多く、当初は基本的なことすら調べて回答する始末であったが、多少は経験を積み、現在は後見人業務も行っている。

私が現在後見人として業務を行っている事件については、もしも当事務所がなかったら、神戸等遠隔地の弁護士が後見人になっていたはずである。地元の弁護士が後見人となったことにより、親族と十分なコミュニケーションをとることができ、不動産に異状があれば即座に見に行く等、よりきめ細やかな後見が実施できているのではないかと自負している。また、私は地元に住居して生活をしており、地域の実情も都会の弁護士よりは理解できていると思う。

他方で、公設事務所の限界も感じている。すなわち、私は、あと約半年で都市部に戻り、後任の弁護士が当事務所に赴任する予定になっている。現在私が後見人として活動している事件については、後任の弁護士に引き継ぐ予定である。性格的な問題がありコミュニケーションをとりにくい親族ともようやく信頼関係を築くことができ、親族間の紛争についても解決の目処が立ち始めたところであり、残念である。後任の弁護士に引き継ぐことにより、継続性が失われることのないよう工夫をしていきたい。引継ぎの問題は、公設事務所が任期制をとっていることに内在するものである。他の種類の事件でも同様の問題は生じるが、後見事件の場合は特に顕著である。やはり、充実した司法サービスを提供し、司法過疎を真に解消するためには、地元に着住する弁護士が増えるのが一番なのであろう。

（丹波ひまわり基金法律事務所弁護士  
井村 華子）

制度を知る！

## 地域包括支援センターの役割と 権利擁護業務に関する展望

◇地域包括支援センター設置の背景と日々の実践

2006年度より新たに全国的に配置された地域包括支援センター（以下、「センター」という）は、地域ケアにおける総合的な相談対応、マネジメントを担う中核機関として、①「共通の基盤整備」、②「総合相談支援業務」、③「権利擁護業務」、④「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、⑤「介護予防ケアマネジメント業務」、といった業務・機能を担う。

センター設置の背景には、今後予測される急速な高齢化の進展（特に都市部）、それに伴う認知症高齢者の増加、世帯構成の変化による一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加がある。介護予防の取組みの普及とともに、認知症ケアのあり方、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯への対応は、今後の地域ケアの焦点となる。これらの課題に取り組んでいくためには、センターの諸機能が包括的に発揮されていく必要があるが、中でも、総合相談支援・権利擁護については、認知症・一人暮らしの高齢者の増加に対応する成年後見制度の活用が必須の課題となる。筆者自身の実践の中では、民生委員等からの「地域に居住する方の様子が最近おかしいので様子を見てほしい」という相談で駆けつけてみると、外からは見えにくい家はずでにごみの山という中で暮らしている状況であったり、外見上は普通に暮らしているが、時間をかけて確認していくと多額の悪質商法の被害にあってることが判明したり（ご本人は自覚されていない）、また人の介入やサービスの導入を拒否するケース等も増加している。いずれも一人暮らし、認知症、家族機能の低下といった要素が絡んでいる。また、知的障害や精神疾患をもった子を長年世話してきた親の判断能力の低下により、世帯の中でのキーパーソンが不在となっ

まっている事例や、親を介護している子や孫によるさまざまな形態の虐待事例（背景にある介護負担・経済負担）など、センターが対応する事例は幅広い。忘れてはならないのは、それぞれの方が、さまざまな問題を抱えながらも懸命に生きていることであり、この状況でこの方の権利を擁護するとはどのような支援が必要となるのかを日々の実践の中で考えている。また、人の生活を支えていくには多面的な取組みが必要となることをあらためて実感する毎日である。

◇センターの基盤としての地域ネットワーク

上記のような事例への対応では、センター単独での対応は困難であり、基盤となる支援ネットワークを活用し、自治体、医療機関、社会福祉協議会（社協）、介護支援専門員、介護サービス事業者、各種専門職、民生委員、地域住民とのネットワークの中での取組みとなる。成年後見制度の活用においては自治体による市町村長申立制度との連携・活用、社協との連携による日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）・成年後見制度利用支援事業との連携・共同対応、地域の弁護士・司法書士・社会福祉士との連携を行っている。

課題は後見人の候補者が地域で容易にはみつからないことである。事例によっては社協が法人後見を行うことも多くなっている。今後は地域での成年後見人等のネットワークを構築していくため、弁護士・司法書士・社会福祉士等の成年後見制度関係者とセンター・社協・行政機関のネットワーク会議の開催による互いの情報交換の促進や、親族後見人への相談対応について、地域の基盤整備を行っていく計画である。日々の実践の中で、地域のネットワークがセンターの取組みの基盤となっていることを再確認している。

（東京都立川市・社会福祉士 山本 繁樹）

## 日本弁護士連合会

## 「第5回高齢者・障害者権利擁護の集い」傍聴記

平成19年3月2日に横浜市関内ホールで行われた日本弁護士連合会主催の第5回高齢者・障害者権利擁護の集い「地域で安心して暮らすためのヒント～権利侵害ゼロを目指して～」に、地域包括支援センターの社会福祉士として参加した。集いは、実行委員長の輿石英雄氏の挨拶からスタートし、厚生労働省老健局計画課認知症対策推進室長の特別報告、日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会の基調報告の後、3つのテーマについてパネルディスカッションが行われた。

## ◇テーマ1：消費者被害をどう防ぐか

実際の活動の中から、本人が被害にあっているという自覚をもちづらく、ネットワークの中で対応していかなければ解決につながらないということが報告された。悪質業者は心の隙間に巧みに入り込むため、一度解決しても繰り返し被害にあう現実など、日々の業務での苦労がうかがえた。業者は、お金があれば大人として丁寧に接するため、孤独な障害者は他者との関係性を求める手段として金銭を使っているという現実がある。自分を護る手段は本人が痛い思いをしてわかってもらえないということや、相談できる人をもち仲間をつくって情報交換したり、自分を見つめる機会を提供することで防げることが多くあるということが指摘された。また、ネットワークの構成員が役割分担しながら解決に向けて動き、被害が拡大しないように、必要な段階で法律家が具体的に対応していくという枠組みが示された。

## ◇テーマ2：高齢者・障害者の虐待防止に向けて

現在、高齢者や児童に対する虐待については法律ができ、徐々に浸透しているが、障害者虐待については法の整備が必要である。

障害者の場合は、指導や体罰が必要であるという考えがいまだに根強く、かかわる側が熱心であるほどエスカレートしがちで、暴行事件や障害事件にまで発展してしまうことがある。

虐待に関する相談の背景には介護負担や経済的困窮、家族関係などが複雑に絡み合っており、単に虐待をしている人を糾弾し、「今後はしない」と約束させれば解決ということでは決してない。高齢者虐待についても、養護者支援とセットで考えていくべき問題であり、ネットワークの中で介護者を追い詰めることなく支援し、虐待者にしないための啓発に取り組んでいるとの報告もあった。

虐待なのかどうかという判断は難しいが、可能性の段階で未然に防ぐためには、相談の間口を広くし、表に出にくい問題だからこそ相談しやすい状況を整えなければならない。

## ◇テーマ3：高齢者・障害者が「地域で安心して暮らすためのヒント」

高齢者・障害者が地域で暮らしていくために、高齢者・障害者の特徴や、どのような症状が出やすいかなどをオープンにして本人を周囲で支援する人たちが一緒に護っていくようにすること、消費者被害については繰り返しを防ぐため本人の能力に応じわかりやすく心配を伝え、注意をし、深刻にならないうちにキャッチすること、支援者が知識不足にならないこと、社会的弱者をストレスのはけ口にしないようメンタルヘルスに留意し業務に当たることなど、重要なヒントが示された。

当事者の立場からは、以前は外出するとじろじろ見られたが、最近は自分が人々の視界に入らなく、かかわってもらえないことで地域に自分の居場所がないと感じてしまうなど、聞いていて苦しいくらいの報告もあった。

## ◇まとめ

全体を通し、どのような状況になっても地域から切り取られることなく、住民を巻き込みながら気づきが生まれ権利侵害が起きにくい環境を構築することの重要性について、強い刺激とともに感じ入った集いであった。

(社会福祉士 平岡 多喜子)

## ◆広報委員会よりお知らせ◆ ホームページができました！

当学会の公式ホームページがオープンしました。アドレスは〈<http://www.jaga.gr.jp/>〉です。

トップページの下部に設けられた項目ボタン(「概要」「主な活動」「役員一覧」「刊行物」「研究委員会」「入会方法」)をクリックすると、詳細ページにジャンプすることができます。

当学会の設立経緯、国の内外にわたる活動の様

子を写真も交えて掲載し、学会誌「成年後見法研究」や各種報告書の存在を情報提供するとともに、会報「じゃがれたー」のバックナンバーをダウンロード可能として、誰もが制度の豊富な情報にアクセスできるよう工夫されています。

今後、さらなる充実を期していきますので、ご利用ください。



### 第5回学術大会・一般演題募集

第5回学術大会では、個別の報告者による一般演題を行う予定です。ご希望の会員の方は、以下の要領にてご応募ください。

#### ☆第5回学術大会

- 【日程】 平成20年5月31日(日)
- 【場所】 東洋大学(予定)
- 【内容】 統一テーマ(高齢者・障害者の虐待防止と成年後見)／一般演題

#### ☆一般演題募集要領

- 【発表時間】 40分(報告30分、質疑応答10分)
- 【募集人数】 若干名
- 【手続】 平成19年11月末日までに報告要旨を1000字程度にまとめ、事務局へお送りください。選考後、通知を発送します。

### 高次脳機能障害に関する研究委員会委員募集

当委員会では、3年間にわたり、(株)日本損害保険協会の助成を受け、交通事故等で高次脳機能障害者となった人々に対する成年後見制度を活用した支援のあり方について検討を重ねてきました。平成19年度は、これまでの研究をさらに深化させて改善提言を行う必要があるため、通常の研究委員会として再スタートすることになりました。

については、広く委員を募集いたしますので、関心をお持ちの方は住所、氏名、職業を明記し、ぜひ事務局までご連絡下さい。

- 【募集人数】 正会員若干名
- 【期限】 平成19年10月10日(水)
- 【条件】 高次脳機能障害にかかわる実務または研究を行ったことがある会員

#### 【日本成年後見法学会事務局】

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3  
エルカクエイ笹塚ビル6階 (株)民事法研究会内  
TEL 03-5351-1573 (直) FAX 03-5351-1572  
E-mail [j\\_jaga@nifty.com](mailto:j_jaga@nifty.com)

◆編集後記◆ この夏、熱をはかろうと薬箱から体温計を取り出したところ水銀柱が38.5℃を指し示していた。この部屋の室温がここまで上がった動かぬ証拠である。そろそろ夏の疲れが出てくる頃ですので、皆様ご自愛ください。(北村裕美子)